

多治見市提出用チェックリスト

多治見市へ建築確認申請書（工作物又は昇降機を含む）を提出する場合、あらかじめ次の項目について必ず確認・点検をお願いします。確認・点検後、この書類を正本に添付して提出してください。

確認・点検の有無を記入し、必要なものは担当者の確認（押印）を受けてください。 （記入及び押印のないものについては受付できない場合があります。）			
建築物の敷地及びその周囲の状況について			
1	申請書を提出する前に現地を見て周囲の状況（特に排水経路、接道状況）を確認しましたか。	☐ はい	
2	排水路（台所・風呂・し尿浄化槽等の排水）の放流先については敷地近隣の状況を十分調査の上、地元の意見を聞き問題ないか確認しましたか。 ※放流先が河川や水路の場合は、管理者に問題ないか確認してください。	☐ はい	
3	敷地が幅員4m未満の道路に接する場合、道路の中心線から2mの後退が必要なことを申請者に説明しましたか。（河川等により後退できない場合は河川と道路の境界から道路の側に4mの後退となります。）	☐ はい ☐ 該当なし	
4	敷地の中に公図上の道路、水路がある場合、用途廃止等の手続は済んでいますか。（手続の完了していないものについては手続完了後の受付となります。）	☐ はい ☐ 該当なし	
5	計画道路の有無及び用途地域を都市政策課で確認し確認済の印を押印してもらってください。	確認済印	
6	上下水道総務課にて、公共下水道の供用開始区域（内・外）の確認をして確認済印を押印してもらってください。	☐ 区域内 ☐ 区域外	確認済印
7	市公共下水道の処理区域以外で個別浄化槽を設置する場合又はくみ取便所を設置する場合は、上下水道総務課との協議（届出等）は済んでいますか。上下水道総務課で協議済の印を押印してもらってください。	協議済印	
		☐ 該当なし （浄化槽や汲み取便所の設置が無い場合等）	
8	上下水道工務課にて、公共下水道への接続について協議の上、協議済（協議中）のチェックを受けてください。	☐ 協議済 ☐ 協議中	確認済印
		☐ 該当なし （下水道処理区域外等）	
道路と敷地の関係について			
9	配置図には道路（国道、県道、市道、都市計画道路等）の表示はしましたか。（市道については認定番号、位置指定道路又は開発許可に基づく開発道路については指定番号又は許可番号を明示のこと。）	☐ はい	
10	敷地に接する道路（市道）、水路の幅員及び境界を道路河川課で確認し、確認済の印を押印してもらってください。また、道路占用許可、河川占用許可、道路承認工事、河川承認工事等の許可等を受ける必要があるかについても併せて確認し確認済の印を押印してもらってください。	確認済印	
		☐ 該当なし	

裏面についても記入してください

申請書に添付が必要な書面等について		
11	敷地が宅地造成等工事規制区域内にある場合、申請書に「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に係る許可要否の判定チェックシート」又は「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定による適合証明書（又は同法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面）」は添付してありますか。	☐ は い ☐ 該当なし
12	敷地が市街化区域内にありその敷地面積1,000㎡以上の場合又は市街化調整区域内にある場合、都市計画法施行規則第60条の規定による適合証明書は添付してありますか。	☐ は い ☐ 該当なし
13	敷地が都市計画施設の区域内にある場合、都市計画法第53条第1項の許可書の写しは添付してありますか。	☐ は い ☐ 該当なし
14	申請建築物が工場又は危険物の貯蔵、処理に供するものの場合には、工場・危険物調書は添付してありますか。（工業地域、指定なしの地域は除く。）	☐ は い ☐ 該当なし
15	道路占用許可、河川占用許可、道路承認工事又は河川承認工事がある場合、配置図にその旨を記入し、許可を受けたものについてはその許可書の写しを添付してありますか。	☐ は い ☐ 該当なし
16	申請敷地の中に公図上の道路、水路がある場合、用途廃止に伴う公共用財産の引継通知書は添付してありますか。	☐ は い ☐ 該当なし
17	公図の写し（1部）を市提出用として申請書に添付しましたか。（公図は法務局又は市税務課で閲覧し、写したものを使用し申請地を朱書きしてください。）	☐ は い
18	建築基準法第93条に基づく消防長等の同意を要しない建築物については、建築計画概要書の写しが1部添付してありますか。 （主要用途が専用住宅以外の建築物については、防火対象物使用開始届出書2部を建築確認申請書と同時に提出してください。）	☐ は い
その他の事項について		
19	建築物の敷地が土地区画整理事業の施行区域内にある場合、土地区画整理法第76条の届出はしてありますか。	☐ は い ☐ 予 定 ☐ 該当なし
20	建築物の敷地が地区整備計画の区域内にある場合、地区計画の届出はしてありますか。（申請書に審査結果通知書の写しは添付してありますか。）	☐ は い ☐ 予 定 ☐ 該当なし
21	都市景観に関する届出は済んでいますか。	☐ は い ☐ 予 定 ☐ 該当なし
22	屋外広告物の届出は済んでいますか。	☐ は い ☐ 予 定 ☐ 該当なし
23	建築物の敷地が農地（登記簿謄本の地目が農地）の場合、農地転用の届出は済んでいますか。	☐ は い ☐ 予 定 ☐ 該当なし